

特殊法人等※の組織

法人名	役員等	委員会等	予算・決算の許認可	備考
日本放送協会	会長 <u>1人</u> 、副会長 <u>1人</u> 、 理事 <u>7人～10人</u> 会計監査人	・経営委員会 <u>12人</u> (委員長1人、うち 監査委員 <u>3人以上</u>) (決定権限あり) ・理事会(会長、副会長、理事)	予算: 国会の承認 決算: 国会へ提出	放送法
日本中央競馬会	理事長 <u>1人</u> 、 副理事長 <u>1人</u> 、 理事 <u>10人以内</u> 、 監事 <u>3人以内</u>	・経営委員会(決定権限あり) 理事長+委員 <u>6人</u> (委員長 <u>1人</u>) ・運営審議会 <u>10人</u>	予算: 農林水産大臣の認可 決算: 農林水産大臣の承認	日本中央競馬会法
沖縄振興開発金融公庫	理事長 <u>1人</u> 、 副理事長 <u>1人</u> 、 理事 <u>3人以内</u> 、監事 <u>1人</u>	なし	予算: 国会の議決 決算: 財務大臣の承認、国会へ提出	沖縄振興開発金融公庫法
日本私立学校振興・共済事業団	理事長 <u>1人</u> 、理事 <u>9人以内</u> 、 監事 <u>2人以内</u>	・運営審議会 <u>10人以内</u> ・共済運営委員会 <u>21人以内</u> ※ ※ 私立学校教職員共済法	予算(中期計画): 文部科学大臣の認可 決算: 文部科学大臣の承認	日本私立学校振興・共済事業団法
日本年金機構	理事長 <u>1人</u> 、 副理事長 <u>1人</u> 、 理事 <u>7人以内</u> 、監事 <u>2人</u> ※ 他に非常勤理事 <u>4人</u> 設置可 会計監査人	・理事会(理事長、副理事長、理事)	予算(中期計画): 厚生労働大臣の認可 決算: 厚生労働大臣の承認	日本年金機構法
日本銀行	総裁 <u>1人</u> 、副総裁 <u>2人</u> 、 審議委員 <u>6人</u> 、監事 <u>3人以内</u> 、 理事 <u>6人以内</u> 、参与若干人	・政策委員会 <u>9人</u> (議長 <u>1人</u> 、総裁 <u>1人</u> +副総裁 <u>2人</u> +審議委員 <u>6人</u>) (決定権限あり)	予算: 財務大臣の認可 決算: 財務大臣の承認	日本銀行法
全国健康保険協会	理事長 <u>1人</u> 、 理事 <u>6人以内</u> 、 監事 <u>2人</u> 、会計監査人	・運営委員会 <u>9人以内</u>	予算: 厚生労働大臣の認可 決算: 厚生労働大臣の承認	健康保険法

※特殊会社、日本赤十字社及び私立学校法の適用を受ける法人を除く。

日本放送協会(NHK)

1. 経営委員会

- (1)構成 委員12人で組織、うち委員長1人(委員の互選)
- (2)任命 委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。
- (3)権限
 - ① 経営の基本方針その他事項の議決
 - ② 役員職務の執行の監督

2. 監査委員会

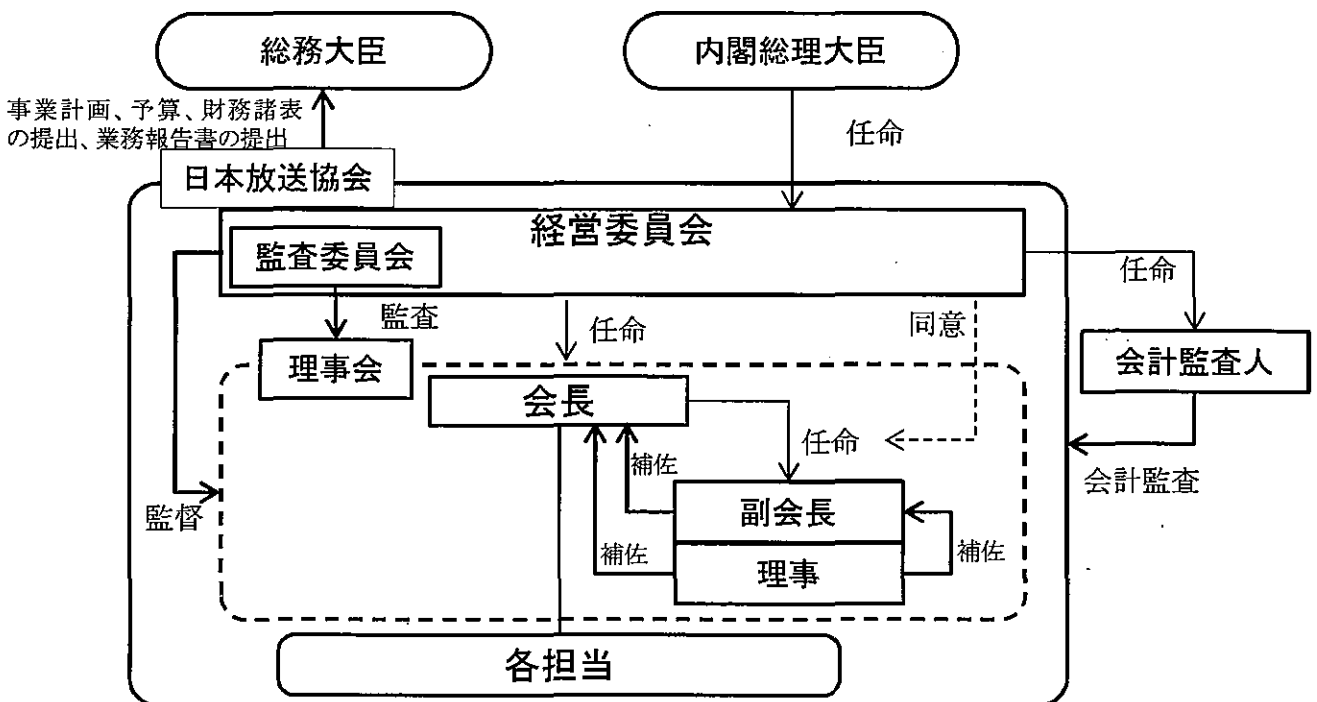
- (1)構成 委員3人で構成(うち1人以上は常勤)
- (2)任命 経営委員の中から、経営委員会が任命する。
- (3)権限 役員職務の執行を監査する。

3. 役員等

- (1)構成 会長1人、副会長1人、理事7人以上10人以内、会計監査人
- (2)任命
 - ① 会長は、経営委員会が任命する。
 - ② 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。
 - ③ 会計監査人は、経営委員会が任命する。
- (3)権限等
 - ① 理事会は、会長、副会長及び理事で構成される。
 - ② 理事会は、日本放送協会の重要業務の執行について審議する。
 - ③ 会長は、日本放送協会を代表し、業務を総理する。
 - ④ 副会長は、日本放送協会を代表し、会長を補佐して業務を掌理する。
 - ⑤ 理事は、日本放送協会を代表し、会長及び副会長を補佐して業務を掌理する。
 - ⑥ 会計監査人は、財務諸表について監査を行う。

4. 予算、決算等の許認可

- (1)予算等 予算、事業計画及び資金計画を総務大臣に提出し、内閣を経て国会の承認を受けなければならない。
- (2)業務報告書 業務報告書を総務大臣に提出し、内閣を経て国会に報告しなければならない。
- (3)決算 財務諸表を総務大臣に提出し、内閣を経て国会に提出しなければならない。



日本中央競馬会(JRA)

1. 経営委員会

- (1)構成 委員6人及び理事長で組織、うち委員長1人(委員の互選により選任)
- (2)任命 委員は、農林水産大臣が任命する。
- (3)権限
 - ① 経営の基本方針及び目標その他業務の運営の重要事項の決定
 - ② 予算・事業計画等の議決
 - ③ 経営の目標の達成状況の評価
 - ④ 役員(監事除く)の職務の執行の監督

2. 運営審議会

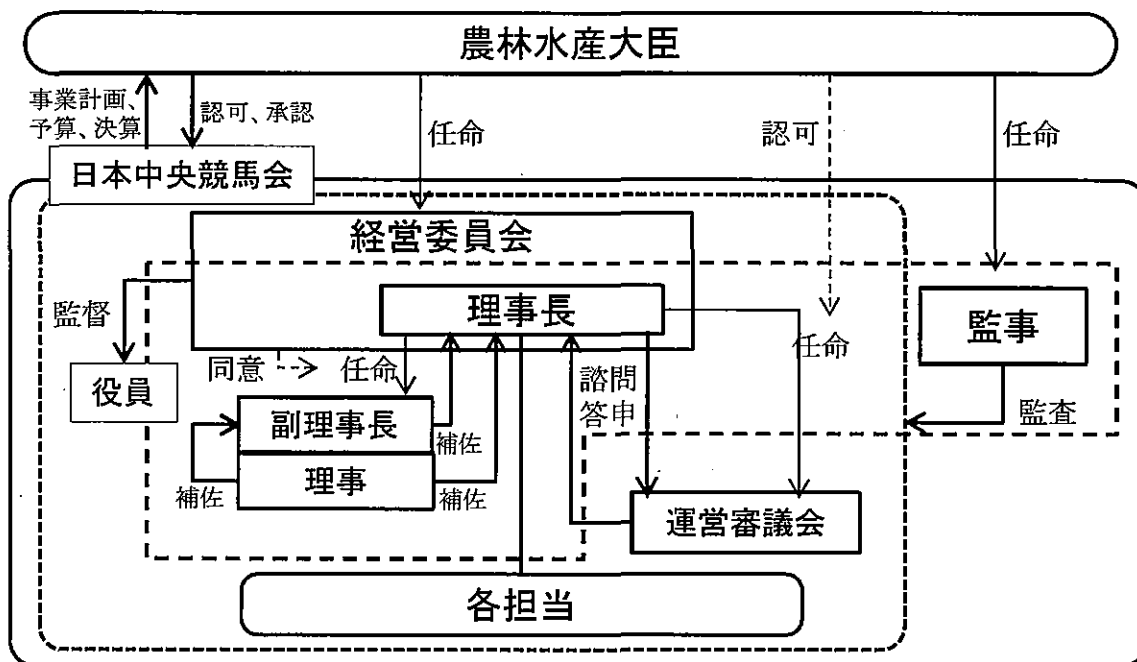
- (1)構成 委員10人で組織
- (2)任命 農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
- (3)権限・職務
 - ① 理事長の諮問に応じ、日本中央競馬会の業務の執行に関する重要事項を調査審議する。
 - ② 予算・事業計画等について意見を述べる。
 - ③ 日本中央競馬会の業務の執行につき、理事長に対し意見を述べる事ができる。

3. 役員

- (1)構成 理事長1人、副理事長1人、理事10人以内、監事3人以内
- (2)任命
 - ① 理事長及び監事は、農林水産大臣が任命する。
 - ② 副理事長及び理事は、経営委員会の同意を得て、理事長が任命する。
- (3)権限
 - ① 理事長は、日本中央競馬会を代表し、業務を総理する。
 - ② 副理事長は、日本中央競馬会を代表し、理事長を補佐して業務を掌理する。
 - ③ 理事は、日本中央競馬会を代表し、理事長及び副理事長を補佐して業務を掌理する。
 - ④ 監事は、日本中央競馬会の業務を監査する。

4. 予算、決算等の許認可

- (1)事業計画及び予算 予算、事業計画を農林水産大臣に提出し認可を受けなければならない。
- (2)決算 事業報告書及び決算報告書を添えて、財務諸表を農林水産大臣に提出し承認を受けなければならない。



沖縄振興開発金融公庫

1. 役員

(1)構成 理事長1人、副理事長1人、理事3人以内、監事1人

(2)任命

- ① 理事長及び監事は、主務大臣(内閣総理大臣及び財務大臣)が任命する。
- ② 副理事長及び理事は、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(3)権限・職務

- ① 理事長は、沖縄振興開発金融公庫を代表し、業務を総理する。
- ② 副理事長は、沖縄振興開発金融公庫を代表し、理事長を補佐して業務を掌理する。
- ③ 理事は、沖縄振興開発金融公庫を代表し、理事長及び副理事長を補佐して業務を掌理する。
- ④ 監事は、沖縄振興開発金融公庫の業務を監査する。
- ⑤ 主務大臣が、沖縄振興開発金融公庫を監督する。

2. 予算、決算等の許認可

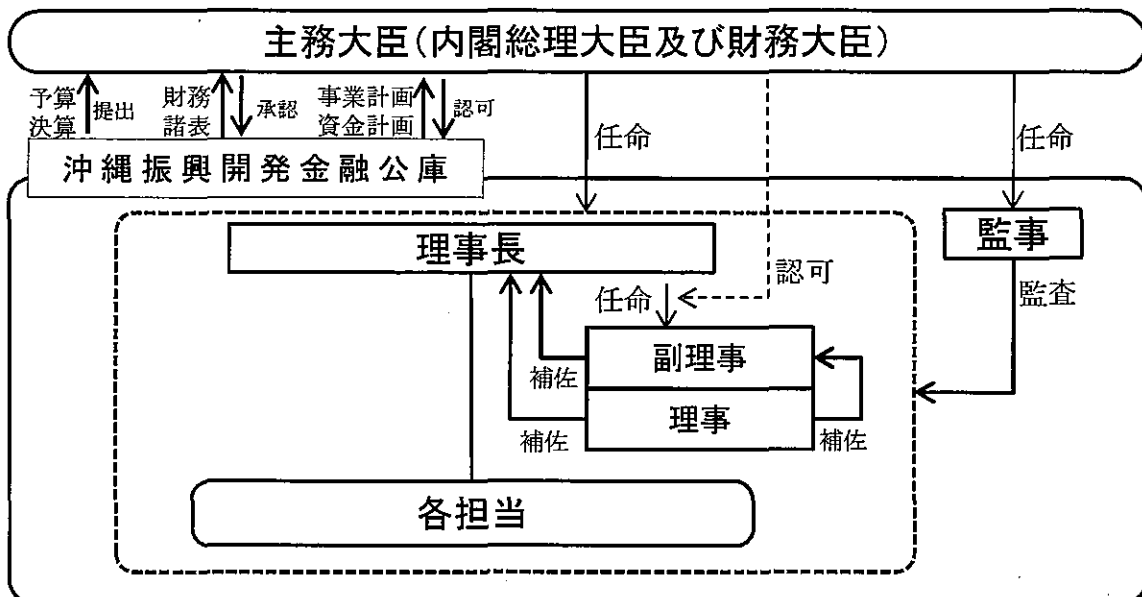
(1)事業計画及び資金計画 四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

(2)予算

- ① 毎事業年度の予算は、主務大臣を経由して、財務大臣に提出する。
- ② 財務大臣は、提出された予算について必要な調整を行い、閣議の決定を経る。
- ③ 内閣は、予算を国会に提出し、国会の議決を受けなければならない。

(3)決算

- ① 財務諸表を主務大臣を経由して財務大臣に提出し、承認を受ける。
- ② 決算報告書を、財務諸表を添えて、主務大臣を経由して財務大臣に提出し、財務大臣は、決算報告書を内閣に送付する。
- ③ 内閣は、会計検査院の検査を経た決算報告書を国会へ提出する。



日本私立学校振興・共済事業団

1. 役員

(1)構成 理事長1人、理事9人以内、監事2人以内

(2)任命

- ① 理事長及び監事は、文部科学大臣が任命する。
- ② 理事は、理事長が任命し、文部科学大臣に届け出る。

(3)権限

- ① 理事長は、日本私立学校振興・共済事業団を代表し、業務を総理する。
- ② 理事は、日本私立学校振興・共済事業団を代表し、理事長を補佐して業務を掌理する。
- ③ 監事は、日本私立学校振興・共済事業団の業務を監査する。

2. 運営審議会

(1)構成 委員10人以内で組織、うち会長1人(委員の互選で定める)

(2)任命 文部科学大臣の承認を受けて、理事長が任命する。

(3)権限・職務

理事長の諮問に応じ、日本私立学校振興・共済事業団の運営に関する基本的事項を審議し、理事長に対し意見を述べることができる。

3. 共済運営委員会

(1)構成 委員21人以内で組織

(2)任命 加入者、加入者を使用する学校法人の役員及び共済事務の適正な運営に必要な学識経験者から、文部科学大臣が委嘱する。

(3)権限・職務

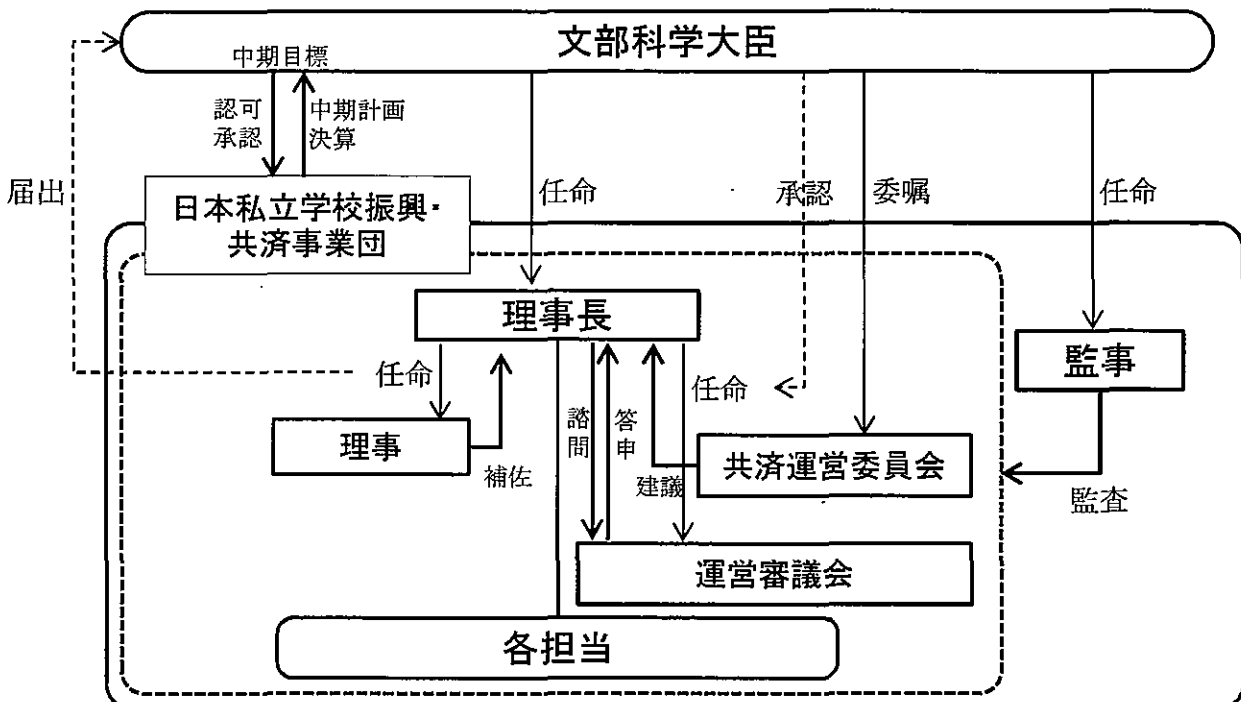
- ① 理事長は、共済規程の変更、毎事業年度の事業計画及び予算、その他共済業務に関する重要事項について、あらかじめ、共済運営委員会の意見を聴かなければならない。
- ② 共済運営委員会は、共済業務に関し、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

4. 予算、決算等の許認可

(1)中期計画 中期計画(予算を含む)を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(2)年度計画 中期計画に基づく年度計画を作成し、文部科学大臣に届け出なければならない。

(3)決算 業務報告書及び決算報告書を添えて、財務諸表を文部科学大臣に提出し、承認を受けなければならない。



日本年金機構

1. 役員等

(1)構成 理事長1人、副理事長1人、理事7人以内(さらに非常勤理事4人まで設置可)、監事2人、会計監査人

(2)任命

- ① 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命する。
- ② 副理事長及び理事は、厚生労働大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
- ③ 会計監査人は、厚生労働大臣が選任する。

(3)権限・職務

- ① 理事長は、日本年金機構を代表し、業務を総理する。
- ② 副理事長は、日本年金機構を代表し、理事長を補佐して業務を掌理する。
- ③ 理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を掌理する。
- ④ 監事は、日本年金機構の財務及び業務の状況を監査する。
- ⑤ 会計監査人は、財務諸表等の監査を行う。

2. 理事会

(1)構成 理事長、副理事長、理事により組織

(2)権限 理事会は、厚生労働大臣の認可・承認事項その他理事会が特に必要と認める事項を審議し、決定する。

3. 社会保障審議会

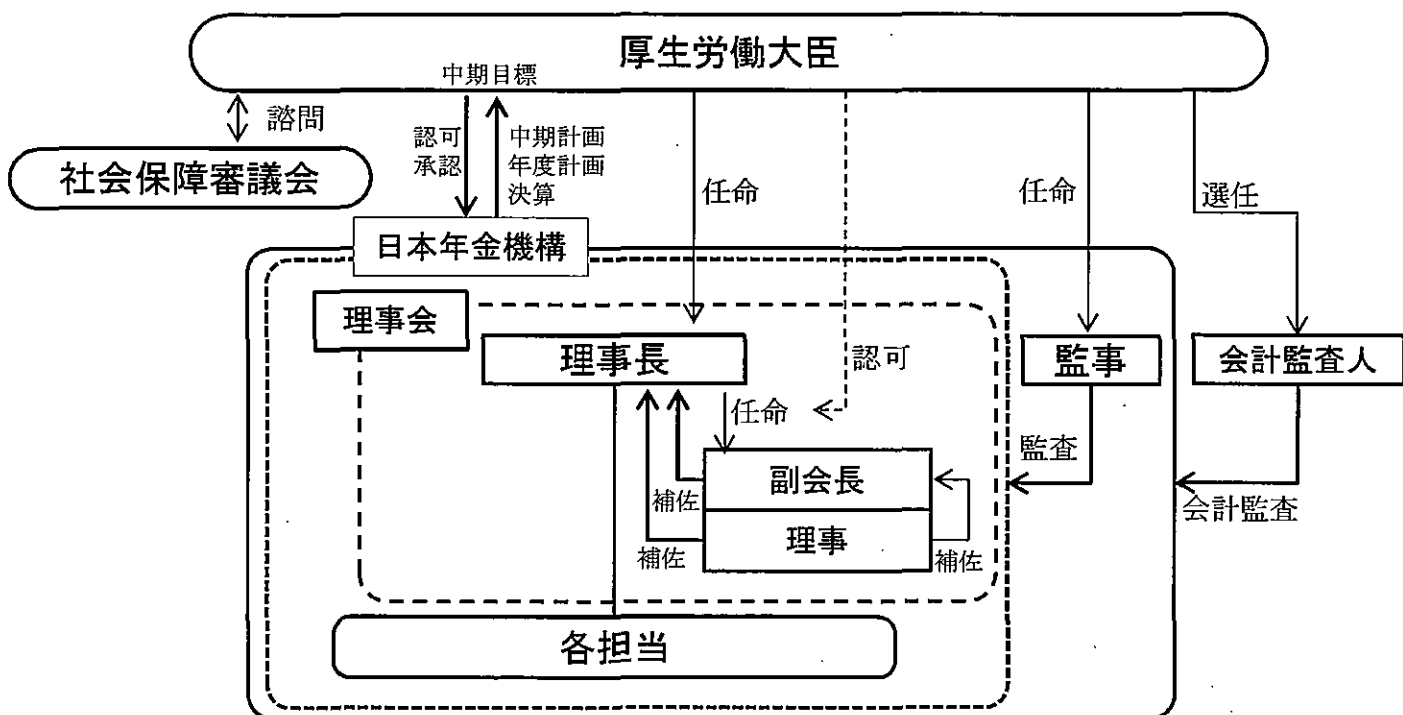
厚生労働大臣は、①中期目標を定め、又は変更しようとするとき、②業務の実績を評価しようとするとき、③業務改善命令をしようとするときは、社会保障審議会に諮問しなければならない。

4. 予算、決算等の許認可

(1)中期計画 中期計画(予算等を含む)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(2)年度計画 中期計画に基づく年度計画を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(3)決算 事業報告書及び決算報告書を添えて、財務諸表を厚生労働大臣に提出し、承認を受けなければならない。



日本銀行

1. 政策委員会

(1)構成 委員9人(総裁1人、副総裁2人、審議委員6人)、うち議長1人(委員の互選により定める)

(2)権限・職務

- ① 日本銀行法に定める通貨及び金融の調節に関する事項の議決
- ② 予算の作成等に関する重要事項等の議決
- ③ 役員の職務の執行監督

2. 役員

(1)構成 総裁1人、副総裁2人、審議委員6人、監事3人以内、理事6人以内、参与若干人

(2)任命

- ① 総裁、副総裁、審議委員は、両議院の同意を得て内閣が任命する。
- ② 監事は、内閣が任命する。
- ③ 理事及び参与は、政策委員会の推薦に基づいて、財務大臣が任命する。

(3)権限・職務

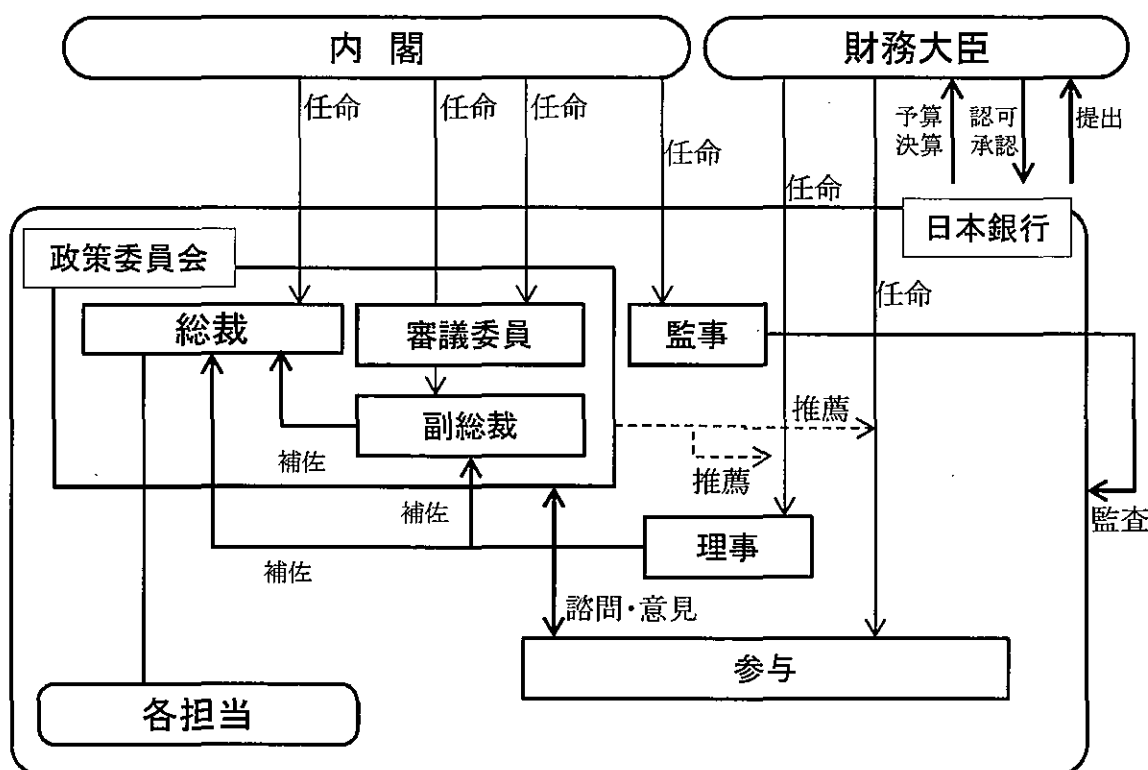
- ① 総裁は、日本銀行を代表し、業務を総理する。
- ② 副総裁は、日本銀行を代表し、総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理する。
- ③ 理事は、総裁及び副総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理する。
- ④ 監事は、日本銀行の業務を監査する。
- ⑤ 参与は、日本銀行の業務運営に関する重要事項について、政策委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

4. 予算、決算等の許認可

(1)予算 予算を財務大臣に提出し、認可を受けなければならない。

(2)決算 財務諸表を財務大臣に提出し、承認を受けなければならない。

(3)業務報告書 業務の状況を記載した報告書を、財務大臣を経由して国会に提出しなければならない。



全国健康保険協会

1. 役員等

(1)構成 理事長1人、理事6人以内、監事2人以内、会計監査人

(2)任命

- ① 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命する。
- ② 理事は、理事長が任命し、厚生労働大臣に届け出る。
- ③ 会計監査人は、厚生労働大臣が選任する。

(3)権限

- ① 理事長は、全国健康保険協会を代表し、業務を執行する。
- ② 理事は、理事長を補佐して業務を執行することができる。
- ③ 監事は、全国健康保険協会の業務の執行及び財務の状況を監査する。

2. 運営審議会

(1)構成 委員9人以内

(2)任命 事業主、被保険者及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

(3)権限・職務

- ① 事業計画並びに予算及び決算、その他全国健康保険協会の組織及び業務に関する重要事項の審議
- ② 理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について建議

3. 予算、決算等の許認可

(1)事業計画及び予算 事業計画及び予算を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(2)決算 事業報告書及び決算報告書を添えて、財務諸表を厚生労働大臣に提出し、承認を受けなければならない。

